36協定の理解と実践

~種類・手続き・違反例など~



36協定とは?

労働基準法第36条

使用者は、当該事業場に、

- ①労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその<u>労働組合</u>
- ②労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては<u>労働者の過半数を代表</u> する者

との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

36協定の種類

一般条項

時間外労働:1ヶ月あたり45時間(※)、1年あたり360時間(※)まで

※一定の期間を超える変形労働制の場合にはそれぞれ42時間、320時間が限度となる

特別条項

時間外労働:1年あたり720時間以内

時間外労働と休日労働の合計:1月あたり100時間未満

時間外労働と休日労働の合計:2~6ヶ月ごとの平均が全て80時間以内

1月あたりの時間外労働:45時間を超える月は年間6ヶ月まで

36協定の締結手続き

・締結当事者

「使用者」と「労働者の代表」とが締結 事業場(本社、支店、営業所など)ごとに締結が必要

・届出

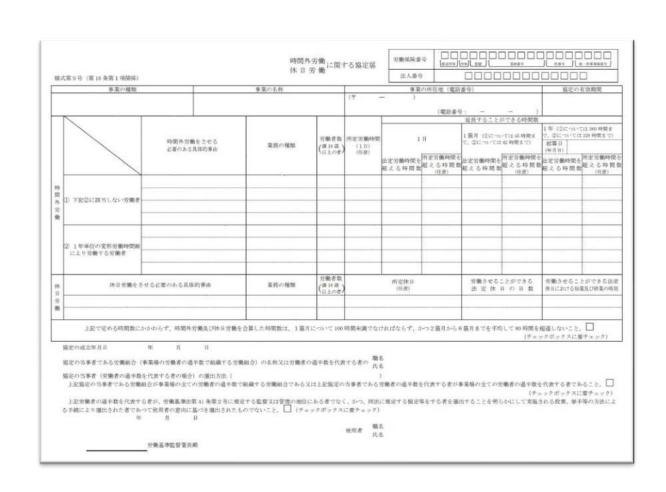
事業場を管轄する労働基準監督署長へ届出

・周知

作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、 書面の交付などの方法により、労働者に周知

36協定に関する法令違反ーケーススタディ

- ①締結忘れ
- ②上限時間超過
- ③有効期限切れ



36協定に関する法令違反の効果

36協定の内容違反、締結忘れの場合

→6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金(労働基準法第119条第1号)

届出違反の場合

→30万円以下の罰金(労働基準法第120条第1号)

36協定まとめ

時間外労働、休日労働をさせるために必要 締結だけでなく、労働基準監督署長への届出も(事業所ごとに) 有効期限切れ等の違反に注意



ユーザーマニュアル

四半期届出の必要書類など、<u>特</u>定技能制度の運用に関するマニュアルは右のユーザーマニュアルに掲載しております。

今回の36協定レクチャーと合わせてご確認下さい。





外国人を受け入れるにあたっては、 日本人と同様の労務手続きが必要です。

36協定や就業規則など、忘れないよう事前にご確認下さい。

引き続き潤滑な運用ができるよう、 ご協力の程、よろしくお願いいたします。

